

評 議 員 会 議 事 録

1 開催日時 平成29年3月28日(火)午後1時30分～

2 開催場所 たかつガーデン2階 コスモス

3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

それでは、まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数51名、現在員数49名、本日の出席者33名、書面による出席14名、出席者合計47名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第7項の規定によりまして、本会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

では、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あいさつ)

司 会 評議員会の議長は定款第15条第6項の規定により、その都度選任することになっております。

こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を北区社会福祉協議会会長の吉川評議員にお願いいたします。吉川評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉川議長 北区社協の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、西区社会福祉協議会会長の笹野井評議員と大阪市手をつなぐ育成会理事長の小泉評議員にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 高齢者食事サービス事業補助金返還金に係る利息及び加算金の取扱い(案)について

吉川議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案 高齢者食事サービス事業補助金返還金に係る利息及び加算金の取扱い(案)について、説明してください。

輪違局長 事務局長の輪違でございます。

第1号議案 高齢者食事サービス事業補助金返還金に係る利息及び加算金の取扱い(案)につきまして、ご説明申し上げます。資料1の1頁をご覧ください。

平成29年4月1日から本格施行となります社会福祉法人制度改革におきまして、

輪違局長 社会福祉法人の公益性を担保するため、ガバナンスの強化や財務規律の確立を図る観点から、平成 29 年度と 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人が会計監査人による監査が義務付けられました。

本会におきましても、会計監査人を設置する必要があることから、理事会・評議員会におきまして、ご承認をいただき、平成 28 年 12 月 6 日（火）から 6 回にわたって、内部統制の整備や現状の会計処理方法等を確認・改善する予備調査を受けたところでございます。

2 頁、別紙 1 をご覧ください。予備調査を受けた、「かがやき監査法人」から、平野区喜連東社会福祉協議会「大阪市高齢者食事サービス事業」補助金返還金に係る利息・加算金 301 万 5 千円の会計処理につきまして、早急に対応するよう指摘を受けたものでございます。

3 頁をご覧ください。指摘内容につきましては、滞留債権に関しては、回収不能見込額を徴収不能引当金として計上する必要があり、徴収不能が確定した場合には、徴収不能額として会計処理する必要があるというものでございます。

4 頁、別紙 2 をご覧ください。平野区社会福祉協議会との間では、これまでも債権回収にむけ、継続的に協議を進めてまいりましたが、このたび、平成 29 年 2 月 14 日付け会長名の文書にて、『返済について努めてきたが、これ以上は困難であり、何卒ご賢察いただきたい』との申し出がございました。

事務局といたしましては、近年の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性が強く求められることに加え、平野区社会福祉協議会からの文書をもって時効の援用として判断せざるをえないと考え、平野区社会福祉協議会への未収金につきまして、徴収不能額として会計処理を行いたく、ご審議いただくものでございます。

なお、5 頁、別紙 3 に大阪市高齢者食事サービス事業概要を参考に添付しておりますので、ご覧ください。

以上、高齢者食事サービス事業補助金返還金に係る利息及び加算金の取扱い（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長 ただ今説明がありました、高齢者食事サービス事業補助金返還金に係る利息及び加算金の取扱い（案）について、ご意見はございませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第 1 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 2 号議案＞ 平成 28 年度補正予算（案）について

吉川議長 続きます、第 2 号議案の「平成 28 年度補正予算（案）」について、事務局から説明してください。

輪違局長 第 2 号議案、平成 28 年度補正予算（案）についてご説明申し上げます。

お手元の資料 2「平成 28 年度補正予算書（案）」1 頁の概要をご覧ください。

今回の補正は、法人運営事業のほか 3 つの事業につきまして、ご審議をお願いするものでございます。補正の内容でございますが、第 1 号議案でご承認いただきました、大阪市高齢者食事サービス事業補助金返還金に係る利息及び加算金 3,015,554 円について、現在未収金として計上しておりますが、徴収不能額として償却処理するものでございます。

輪違局長

次に、前回の評議員会でご承認いただきました第三者評価事業の廃止に伴う補正をいたします。

次に、相談支援サポートセンター事業における人件費不足分を補填するため補正をいたします。

次に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について、全国社会福祉協議会から示された会計処理に従い補正をいたします。収支に変わりはありませんが、貸付原資の収入科目を変更するとともに、その原資の管理については、積立資産への積立てではなく、繰越金として会計処理いたします。

それでは、1頁、中段の「平成28年度4次補正予算書（案）総括表」をご覧ください。この表は、3頁の「4次補正収支予算書（総括表）」の各科目の収入及び支出の合計額と当期資金収支差額、前期末支払資金残高、当期末支払資金残高を表したものでございます。

1頁に戻っていただきまして、今回の補正額につきましては、表の収入の部で、右から二つ目の「今回補正額」欄の事業活動収入が1億5,000万円の減額でございます。その内訳は、『ひとり親家庭貸付事業』で科目の変更により「経常経費補助金収入」として1億5,000万円の減となります。この1億5,000万円については、2つ下のその他の活動収入「貸付資金補助金収入」に科目変更しています。

残りの361万7千円につきましては、『ひとり親家庭貸付事業』の会計処理の変更により「積立資産取崩収入」として320万円の減、『相談支援サポートセンター事業』で人件費不足を補填するため「サービス区分間繰入金収入」として340万円の増、『法人運営事業』で第三者評価事業の廃止に伴い繰入処理するため「サービス区分間繰入金収入」として341万7千円の増によるものでございます。

支出の部の今回補正額は、事業活動支出が641万6千円の増額でございます。その内訳は、『相談支援サポートセンター事業』で「人件費支出」として340万円の増、大阪市高齢者食事サービス事業補助金返還金に係る利息及び加算金を償却処理するため「徴収不能額」として301万6千円の増でございます。

その他の活動支出は、1億4,318万3千円の減額でございます。その内訳は、『ひとり親家庭貸付事業』で科目の変更により「積立資産支出」が1億5,000万円の減、『法人運営事業』で相談支援サポートセンター事業の人件費不足を補填するため「サービス区分間繰入金支出」として340万円の増、『第三者評価事業』で事業廃止に伴い繰出処理するため「サービス区分間繰入金支出」として341万7千円の増でございます。

この結果、補正後の予算額は、右端ボックス体の「補正後予算額」欄の収入計が56億5,420万4千円、支出計が55億4,965万1千円となります。

これによりまして、表の下段部分、補正後の当期資金収支差額は、1億455万3千円となり、前期末支払資金残高5億1,357万6千円と合わせますと、最下段右の当期末支払資金残高は6億1,812万9千円とあいなる次第でございます。

以上、平成28年度補正予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

吉川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

＜第3号議案＞ 平成29年度事業計画及び予算（案）について

吉川議長 続きまして、第3号議案の「平成29年度事業計画及び予算（案）」について、事務局から説明してください。

輪違局長 第3号議案平成29年度事業計画及び予算（案）につきまして、ご説明申しあげます。資料3「平成29年度事業計画及び予算（案）」の1頁をご覧ください。「Ⅰの基本方針」でございます。

我が国では、景気は緩やかな回復傾向にあると言われているものの、一方では経済格差が広がり、被保護世帯が過去最高を記録し、子どもの貧困問題等が顕在化するなど厳しい状況が続いています。本格的な人口減少社会に突入し、超高齢・少子社会が進展するなど社会環境の変化が続く中、地域での課題が多様化・深刻化・輻輳化し、さまざまな分野の課題が絡み合い、施策や制度の狭間であって解決に至らない福祉課題や生活課題として山積しています。

このような中、制度や分野の縦割りや福祉サービスなどの支い手・受け手の関係を超え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創り、すべての住民を包括的に支援する「地域共生社会」の実現に向けて、我が事・丸ごとの地域づくりを育む仕組みへ転換していく改革が進められています。

大阪市においては、国の制度が大きく移り変わる中で、各福祉分野を横串するような横断的な計画の必要性と、個別支援だけではなく地域全体への支援へと浸透させることが重要と捉え、平成30年度に総合的な視点での連携のあり方等を示す大阪市地域福祉基本計画の策定が急がれており、本会も計画を見据えた取組みを進めていくこととしております。

平成29年4月には、改正社会福祉法が全面施行され、これらの国の動向や市の状況を的確に捉え、新たに外部監査を導入し、本会も社会福祉法人の一員として、更なる透明性・適正性を確保し、市民に信頼されるための責務を果たしていかなければなりません。

さらには、地域福祉を推進する協議体としての特性を発揮し、社会福祉施設等との協働にも積極的に取り組んでいくことといたします。

地域においては、住民一人ひとりの主体性を尊重した実践が必要であり、互いに豊かな暮らしをもたらす、存在を認め合い、助け合うことが実現できるよう、区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係機関・施設、民生委員・児童委員及び主任児童委員、NPO、企業などと幅広く協働しながら社協事業を進め、地域福祉を一層推進してまいります。

続きまして、2頁の「Ⅱの平成29年度事業」でございます。さきほどご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しております。

大きな項目といたしましては、「1 社会福祉法人制度改革への対応」「2 生活課題の解決に向けた地域福祉活動推進の支援」、3頁「3 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実」、5頁「4 中立公平な立場に立った事業の展開」「5 ボランティア・市民活動の推進・強化」、6頁「6 広報啓発活動の充実」、7頁「7 福祉人材の養成及び情報の発信」、8頁「8 福祉関係機関、団体との連絡協調」でございます。主な内容につきまして、ご説明いたします。

2頁をご覧ください。「1 社会福祉法人制度改革への対応」につきましては、平

成 29 年 4 月から改正社会福祉法が本格施行されることに伴いまして、(1) 公益性を担保できる経営組織を目指し、一層の組織の透明性と信頼性の確保、内部統制の強化及び外部監査の実施に取り組んでまいります。

また、法定外部監査を導入し、より一層の会計の透明性を図り、ルール・規程などの改善を含め、内部統制システムの整備を図ってまいります。

一方、すべての社会福祉法人の責務とされた公益的な取り組みに関しまして、市内の福祉施設が加盟する 6 団体で構成される大阪市社会事業施設協議会と連携し、具体的な活動の検討・発信を行うなど、地域における公益活動の取組みへの支援も行ってまいります。

3 頁の「3 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実」につきましては、あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進、市民後見人の育成等も行っている大阪市成年後見支援センターの運営、地域の相談支援機関への権利擁護に係る後方支援などを行ってまいります。また、認知症高齢者に対する支援をさらに強化して取り組んでまいります。

5 頁をご覧ください。上から 3 つ目の (8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業でございますが、前回の理事会・評議員会でご承認いただき、新規事業として実施してまいります。事業実施にあたっては、事務費の保証及び裁量免除の詳細の明確化等、本会と大阪市との間で覚書もしくは協定書等で文書化するということが承認いただきましたが、先般、大阪市との間で文書を交わし、合意しておりますことをご報告いたします。

6 頁をご覧ください。「5 ボランティア・市民活動の推進・強化」の(4)の「こどもの学習支援を含む居場所」の運営に関する支援につきまして、近年こどもの貧困問題が叫ばれている中、大阪市内でも、さまざまな主体によるこども食堂などが展開されています。今後、より多くの地域でこども食堂だけではなく、広くこどもに寄り添った取組みが進むよう、支援してまいります。

7 頁をご覧ください。「7 福祉人材の養成及び情報の発信」でございます。

社会福祉を支える人材の養成や社会福祉に関する多面的な情報を発信する社会福祉研修・情報センターの運営と、(2)で掲げております地域活動の担い手不足に対応するため、新たな地域活動の担い手を育成してまいります。

以上、平成 29 年度事業計画について、ご説明申しあげました。続きまして、「平成 29 年度予算（案）」についてご説明申しあげます。

まずはじめに、ボランティア・市民活動センターにおいて、大阪市の 3 つの公募事業「相談に係る窓口業務」、「情報発信に係る業務」、「こどもの居場所運営に関する助言業務」に応募しておりましたが、3 月 16、17 日の選定結果により「情報発信に係る業務」のみの受託となりました。そのため、事前にお送りしました資料から予算額が変わっておりますことをご報告いたします。

お手元の 9 頁の「平成 29 年度当初予算（案）について（概要）」をご覧ください。

(2) 予算総括表（当初予算比）は、13 頁の「収支予算書（総括表）」の各科目の合計額を表したものでございます。

収入額ですが、表の収入の部、ゴシック体の「29 年度予算」の最上段、事業活動収入が 45 億 3,528 万円、その 2 段下、その他の活動収入が 1 億 6,204 万 6 千円で、合計しますと 46 億 9,732 万 6 千円で、前年度当初予算の収入合計 54 億 9,738 万 7 千円に比べ、8 億 6 万 1 千円の減となっております。

次に支出の部の最上段、事業活動支出が 47 億 3,569 万 6 千円、その下施設整備

等支出が200万円、その下、その他の活動支出が4,261万3千円、その下、予備費支出が888万円で、合計しますと47億8,918万9千円で、前年度当初予算の支出合計55億1,269万6千円に比べ、7億2,350万7千円の減となっております。

この結果、表の下段部分の当期資金収支差額は、マイナス9,186万3千円となり、(その下の)前期末支払資金残高6億4,693万4千円と合わせますと、最下段のとおりに当期末支払資金残高は、5億5,507万1千円とあいなる次第でございます。

なお、当期資金収支差額の内訳でございますが、事業実施にともない前年度繰越金のある事業のうち、生活福祉資金貸付事務事業がマイナス613万円、善意銀行事業がマイナス980万4千円、ボランティア活動振興基金事業がマイナス372万9千円、ひとり親家庭貸付事業(略)がマイナス7,220万円でございます。

予算規模では、47億8,918万9千円で、前年度当初予算に比べ7億2,350万7千円の大幅な減となっております。

その主な要因といたしまして、退職積立金事業における会計処理の全般的な変更により、会計上は6億1,076万9千円の減となります。これは、監査法人による予備調査の結果、法人が拠出した積立金は、法人の財産には含まれないとの指導があり、見直すものでございますが、会計上によるもので退職金の運用資産や退職金制度への影響はございません。

また、市社協から区社協へ出向している職員の人件費を会計処理しております職員費調整事業では子ども・子育てプラザの受託が16区から9区になり、出向職員数が減少しており、人件費等の減が1億6,125万3千円となります。

ボランティア・市民活動センターの受託事業の大阪市市民活動総合支援事業が「情報の発信業務」のみの受託となりますため、受託金収入の減が3,404万5千円となります。

社会福祉研修・情報センターにおいて共同体で指定管理者を務める他事業者への指定管理料につきまして、これまで負担金で会計処理を行なっておりましたが、監査法人から預り金として処理すべきとの指導があり、共同体事業者負担分を預り金で処理するため減となります。なお、本会への指定管理料につきましては、ほぼ前年度並みとなります1億857万9千円を計上しております。

次に、10頁の「2 収入の状況」についてご説明いたします。(2)収入科目別内訳の内容につきまして、その構成割合を円グラフで表示しております。なお、収入総額は、先ほどの総括表の収入計46億9,732万6千円と前年度繰越金からの取り崩しにより当期資金収支差額9,186万3千円を合わせまして47億8,918万9千円となります。

収入の主な内容、増減理由でございますが、経常経費補助金収入では、大阪市地域福祉活動支援事業交付金、あんしんさぽーと事業補助金、共同募金配分金等、ほぼ前年度並みの6億6,025万9千円を計上しております。

受託金収入は、ボランティア・市民活動センター事業の受託業務の減等により、前年度比597万3千円の減となる15億479万6千円を計上しております。

負担金収入は、市社協から区社協へ出向している職員の人件費及び給与計算業務等の負担金が、前年度比1億7,642万円の減となる23億731万円を計上しております。

退職拠出金収入は前年度比1億7,031万円の減、積立資産取崩収入は前年度比4億2,107万6千円の減となりますが、退職金積立事業の会計処理の全般的な変更によるものでございます。受取利息配当金収入も同様の理由により、前年度比1,942

輪違局長

万8千円の減となっております。

続いて、11頁の「3支出の状況」についてご説明いたします。(2)支出科目別内訳の内容につきまして、その構成割合を円グラフで表示しております。

支出の主な内容、増減理由でございますが、人件費支出は、区社協への出向職員数減による人件費の減や退職積立金事業の会計処理の全般的な変更によりまして、前年度比5億7,373万円の減となる41億489万7千円を計上しております。

貸付事業支出は、ひとり親家庭貸付事業(略)の貸付実施に伴い140件分として7,000万円を計上しております。

負担金支出は、社会福祉研修・情報センターにおける共同体事業者への指定管理料の会計処理変更等により、前年度比1,480万5千円の減となる2,573万7千円を計上しております。

積立資産支出は、退職積立金事業の会計処理の全般的な変更により、前年度比1億8,969万3千円の減となっております。

次に、事業別の予算額の状況について12頁をご覧ください。収支予算書(案)の14頁から33頁までの事業毎の内容につきまして、(1)事業別内訳の表にまとめております。

主な事業の増減理由でございますが、地域福祉活動推進支援事業は、減額166万6千円のうち、大阪市地域福祉活動支援事業交付金の交付額が140万5千円の減となり、1億2,896万4千円を計上しております。

あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)は、補助金の交付額が前年比179万2千円の増となり、利用料収入を含め、5億2,839万5千円を計上しております。

要介護認定訪問調査事業は、調査実施件数の増加が見込まれるため、前年度比3,250万6千円の増となる11億2,552万8千円を計上しております。

ボランティア・市民活動センター事業は、受託業務の減のため、前年度比3,342万5千円の減となる2,294万8千円を計上しております。

社会福祉研修・情報センター事業は、共同体事業者への指定管理料の会計処理変更等により、前年度比1,962万3千円の減となる1億4,105万5千円を計上しております。

以上、平成29年度事業計画及び予算(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員

山田です。少子高齢化のなか子育て支援というのは非常に重要な事業で、社会福祉協議会においても本来、力を入れるべきところだとは思いますが、子ども・子育てプラザの受託が16館から9館になったということですね。委託事業の内容がシビアで区社協によっては手を挙げられなかったところもあるかと思いますが、私どもNPO法人で子育て支援事業を行っている団体は、今まで社協と連携しながら取り組んできたが、一緒にできなくなったことに不安を感じているということも聞いています。予算的なことだけでなく、行政への提言なども考えられてはと思いますが、いかがでしょうか。

輪違局長

事業としては受託しませんでした。社協として引き続き子育て支援に対する事業は行っていきたいと考えております。また、今回受託される法人と連携し、ある

輪違局長 いは区役所とも協議しながら一緒に活動を進めていきたいと思っております。

山田評議員 社協は行政に対して提言できる力があると思います。いち NPO 法人では提言できませんので、是非、社協としても行政への提言力を深めていただけたらと思います。

吉川議長 他に、ご意見・ご質問はございませんか。
ないようでございますので、事業計画及び予算（案）についてご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。
予定の議案は以上ですが、報告事項について事務局から説明してください。

浅井室長 福祉総括室長の浅井でございます。
本日午前に開催しました理事会におきましてご承認いただきました事項につきまして、一括してご報告いたします。まず、諸規程等の制定及び一部改正並びに廃止につきまして、ご報告いたします。資料4をご覧ください。

今回、理事会でご承認いただきました16項目の主な改正理由といたしましては、改正社会福祉法に伴うもの、より効率的・効果的に事業を推進するため、現在設置しています福祉総括室を廃止し、事務局長のもと現行の総務課、地域福祉課、福祉事業課の3課体制とする事務局機構見直しに伴うもの、改正育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法に伴うもの、新定款の施行に伴う文言及び条項の修正でございます。

制定及び改正につきましては、平成29年4月1日とし、「大阪市退職者である役員の在任年齢に関する規程」及び「福祉サービス第三者評価事業の運営に関する規程」につきましては、本年3月31日をもって廃止いたします。

それでは、1頁、資料4-1「専決規程」の一部改正をご覧ください。改正社会福祉法に基づき、第2条「会長の専決事項」、2頁に移りまして、第3条「常務理事の専決事項」、3頁では、第4条「事務局長の専決事項」につきまして、項目順や文言などの内容を見直します。

4頁をご覧ください。事務局機構見直しに伴い、第5条の室長専決事項を削除し、総務課長の専決事項を新設いたします。

続きまして5頁、資料4-2「印章規則」の一部改正でございます。第6条、印章監守者を事務局機構の見直しに伴い、福祉総括室長から総務課長に変更いたします。

次に6頁、資料4-3「会員規程」の一部改正では、新定款に基づく修正となっております。

次に7頁、資料4-4「常勤役員規程」の制定をご覧ください。第1条の目的から第14条の報酬支給日等まで、常勤役員の服務等に関する基本的事項を定めるものがございます。なお、役員の在任年齢につきまして、第3条で規定することから、9頁の資料4-5にございます「大阪市退職者である役員の在任年齢に関する規程」は廃止いたします。

10頁と11頁、「事務局規程」の一部改正につきましては、事務局機構の見直しに伴い、第1条目的から第6条管理職まで、一部改正いたします。なお、前回の理事

浅井室長

会・評議員会でご承認いただきました、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」を地域福祉課の業務分掌に追記しております。

12 頁、資料 4-7「大阪市ボランティア・市民活動センター規程」の一部改正につきましては、現体制に合わせた見直しで、副所長代理を削除いたします。

続きまして、13 頁、資料 4-8「職員就業規則」、15 頁、資料 4-9「常勤嘱託就業規則」、18 頁、資料 4-10「臨時職員就業規則」の一部改正につきましては、事務局機構の見直しや、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法に伴うものでございます。

20 頁をご覧ください。資料 4-11「表彰規程」の一部改正につきましては、表彰及び感謝該当の資格などを見直します。

21 頁をご覧ください。資料 4-12「経理規程」の改正でございますが、改正社会福祉法の施行に伴い改正いたします。主な改正点といたしましては、財務諸表から計算書類への呼称の変更、附属明細書の様式番号の変更、会計帳簿・計算書類の電磁的記録の選択適用、計算書類等の公開、計算関係書類の機関決定プロセス、監査制度、公開制度の改正、社会福祉充実残額の計算及び社会福祉充実計画の作成の新設、租税特別措置法の特例措置適用要件による変更などがございます。

次に 40 頁をご覧ください。資料 4-13「資金運用委員会規程」の一部改正でございますが、資金運用委員会の委員構成を見直し、新たに常務理事を追記いたします。

41 頁、資料 4-14「給与規則」の一部改正（案）につきましては、平成 28 年 4 月から調整手当を 10%から 11%に改定しておりますが、規則に反映していなかったことから、改正いたします。

42 頁、資料 4-15「善意銀行規程」は文言等の修正でございます。

43 頁、資料 4-16「福祉サービス第三者評価事業の運営に関する規程」につきましては、平成 28 年度末をもって事業収束に伴い廃止いたします。

続きまして、役員賠償責任保険の加入及びこれに伴う法人の保険料負担につきまして、ご報告申しあげます。資料 5 をご覧ください。

この 4 月から本格施行の改正社会福祉法により、社会福祉法人の役員等は、株式会社における役員等と同様に、業務上のさまざまな義務・負担を負うことになりましたので、役員個人が被る損害を補償するため、損保ジャパン日本興亜の「全社協団体保障制度「社協の保険」」に加入することとなりました。

被保険者は、本会の理事・監事であります役員及び評議員でございます。

補償内容につきましては、本会又は第三者に対する損害賠償を補償するものでして、法律上の損害賠償金、訴訟費用、訴訟対応費用、法人調査費用となっております。

補償についての例にもございますが、本会職員に対するハラスメントや不当解雇、また差別行為等が行われたことに起因し、損害賠償請求がなされた場合に補償されるものとなっております。補償限度額や補償期間につきましては、記載のとおりでございます。

なお、保険料は役員負担分を含め年額 92,000 円でございますが、全額法人負担として保険加入いたします。

以上、「諸規程等の制定及び一部改正並びに廃止」「役員賠償責任保険の加入及びこれに伴う法人の保険料負担」についてご報告いたしました。

吉川議長

ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

吉田評議員 保険のことでお伺いしたいのですが、補償の対象となるのは業務上の活動に対してということでしょうか。

浅井室長 市社協の評議員として損害賠償を請求された時等に補償するものでございます。

吉川議長 他にございませんでしょうか。ないようでございますので、以上をもちまして、評議員の議長役を終わらせていただきます。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。
今後の予定でございますが、平成 28 年度事業報告及び決算についてご審議いただきます評議員会を平成 29 年 6 月 20 日（火）午後 1 時 30 分から、市立社会福祉センターで開催いたします。
後日、文書にてご案内いたしますが、改正社会福祉法の本格施行に伴い、平成 29 年 4 月 1 日から、新たに評議員としてご就任いただきます方におかれましては、ご予定いただきますよう、よろしくご願ひいたします。
本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。